

聴覚障害学生支援における相談体制のあり方に関する 予備的検討（２）

大学等教職員に対する助言機能を中心に

○中島亜紀子 白澤麻弓 萩原彩子 磯田恭子 石野麻衣子

（筑波技術大学 障害者高等教育研究支援センター）

KEY WORDS: 障害学生支援 聴覚障害 合理的配慮

1. 問題と目的

2016年4月に障害者差別解消法が施行され、大学・短期大学・高等専門学校等の高等教育機関（以下、大学等）においては、学内の体制整備や合理的配慮の提供が法的に求められることとなった。これに伴い、学外専門機関や他の大学等から情報・助言を得ながら支援体制整備を進める必要性も高まっている（文部科学省，2017）。特に学外専門機関の役割については、筑波技術大学にて聴覚障害学生支援の総合的窓口を開設している他、大学・機関間ネットワークである日本聴覚障害学生高等教育支援ネットワーク（以下、PEPNet-Japan）が運営されており、大学等への専門的支援・助言という一定の機能は果たされつつあるとされる（中島他，2016）。一方、一人ひとりの学生との建設的対話に基づき、合理的配慮の提供を行うためのノウハウを有するには至っていない大学等も少なくなく、大学等に対し別具体的な支援について助言を提供する枠組みが必要と考えられる。

そこで本研究では、大学等に所属する教職員が聴覚障害学生支援にまつわる問題解決を図る上で、学外専門機関がどのような機能及び課題を有しているかについて、聴覚障害学生支援に関わる相談対応データベースの分析から検討することを目的とする。

2. 方法

筆者らが運営に携わる聴覚障害学生支援の総合的相談窓口において蓄積された相談データベースの情報のうち、障害者差別解消法の施行2年前から施行年にあたる2014～2016年度の3年間に対応した795件について、大学等に所属する教職員からの相談を対象に、相談内容及び相談の目的と、学外専門機関の機能及び役割について分析した。

3. 結果

1) 相談者の属性

795件の相談者属性のうち大学等職員が最も多く（243件、24.9%）、次いで大学等教員（153件、19.2%）と、大学等に所属する教職員等の全体に占める割合は55.7%（役職不明を含む）であった。それら大学等教職員の所属する機関別に見ると、142の機関（4年制大学137、短期大学5、重複を除く）から相談が寄せられていた。

2) 大学等教職員からの相談内容

795件中、大学等教職員からの相談件数は408件であり、その内容は、「相談・問合せ」が最も多く165件であった。これらを相談内容別に見ると、「支援体制全般」（35件）、「情報保障支援技術」（30件）、「情報保障支援全般」（29件）、「補聴相談」（12件）の他、就職支援やキャリア指導、障害学生支援の研究等に関する内容が見られた。

3) 大学等教職員からの相談の目的

大学等教職員の現状と相談ニーズをより具体的に把握するため、「相談・問合せ」165件についてKJ法を用い、何を目的として寄せられた相談であったかという視点で分類を行った。その結果、「学内の支援体制構築や支援実施のため」（129件）、「障害学生支援等に関する研究、活動、情報

収集のため」（19件）、「他の大学等に助言するため」（10件）、「PEPNet-Japanについて情報を得るため」（7件）に分類された。このうち中心を占める「学内の支援体制構築や支援実施のため」129件の依頼内容を分析したところ、「情報提供」「教材や機器の提供」「人材紹介」「個別事例への助言」の4項目に分類され、後者ほど個別具体的且つ専門的多角的な対応を必要とする内容であった。「人材紹介」には、支援担当職員を募集するにあたっての相談や、支援者養成、FD講師など各種専門家の紹介依頼等が含まれた。また、「個別事例への助言」には、個々の学生への対応方法、特定場面での情報保障支援の方法、支援機器や支援技術に関する専門的知見や評価、障害者差別解消法の解釈や法に照らした支援の運営方法等が含まれていた。

4. 考察

相談者の属性では大学等教職員が最も多く、聴覚障害学生支援について多様な内容の相談・問合せが寄せられていることから、大学等において障害学生支援を担当する教職員にとって、学外専門機関を活用することは学内の支体制構築や支援実施を押し進める手立ての一つとなり得ていることが推測される。しかし一方で、当該3年間で本相談窓口を利用した大学等の数は、全高等教育機関数1,171機関（2016年度時点）に対し142機関（12.1%）と、いまだ一部の大学等にとどまっている状況であった。また、各大学等における支援体制の成熟度や、支援を担当する教職員の置かれた状況が多様化する中、学外専門機関に求められる役割は、情報や教材・機器等の提供といったリソースセンター機能にとどまらず、個別具体的な学生への支援に関する助言、法律の解釈や制度の活用方法に関する助言等、より深化しつつあることが明らかになった。

さらに、障害学生支援の先進大学等や専門家個人が他大学・他機関等へ支援・助言を行う際に、本相談窓口に助言を求める例が一定数見られた他、支援担当教職員の採用や講師依頼の際の人材紹介窓口としても相談が寄せられていた。このことから、全国的な機関間ネットワーク及び人的ネットワークの充実が、個々の大学における支援充実に寄与する要因の一つであることが示唆された。

今後は、国内で障害学生支援の中核となる大学等や他分野の専門機関との連携を図る等して、個別の事例に対する助言提供の機能及び幅広いニーズに応じ情報・知見を提供する枠組みの、更なる充実が求められる。

【引用文献】

中島亜紀子他（2016）聴覚障害学生支援における相談体制のあり方に関する予備的検討。日本特殊教育学会第54回予稿集.P2-12.

文部科学省。障害のある学生の修学支援に関する検討会報告（第二次まとめ）、文部科学省ホームページ（2017）、http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/074/gaiyou/1384405.htm

（NAKAJIMA Akiko, SHIRASAWA Mayumi, HAGIWARA Ayako, ISODA Kyoko, ISHINO Maiko）